

・調剤管理料及び服薬管理指導料

当薬局では、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。また、患者さまごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまやご家族等と対話することにより、服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、処方されたお薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。

・厚生局への届出事項に関する事項

当薬局では、調剤報酬点数表に規定されている次の施設基準の届出を行っております

- ・調剤基本料 1 ・地域支援体制加算 2 ・後発医薬品調剤体制加算 3 ・連携強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算 ・かかりつけ薬剤師指導料 ・無菌製剤処理加算
- ・在宅薬学総合体制加算 2 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・在宅中心静脈栄養法加算 ・在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

・明細書の発行状況に関する事項

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、薬剤の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

・在宅業務に必要な体制の整備

在宅業務実施時間 月曜日～金曜日 9：00～19：00 土曜日 9：00～13：00

下記も対応いたします

医療用麻薬（注射剤を含む）、医療材料・衛生材料、高度管理医療機器、小児在宅、中心静脈栄養、無菌製剤処理

・医療 DX の体制の整備

オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

・長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001282666.pdf>